

各種の事業・施策

●都市再生整備計画事業

まちづくりの目標達成のために、市町村が作成した都市再生設備計画に基づき、まちづくりに必要な幅広い施設整備等を支援する制度です。

従来の補助事業によって整備する公共施設を「基幹事業」として整備できる他に、市町村の創意工夫を活かした「提案事業」との組み合わせにより、自由度の高いまちづくりが実現できます。現在は、大分市（大分市中心市街地地区、大友氏遺跡歴史公園周辺地区、細地区）、別府市（南部地区）、日田市（日田市中心市街地地区）、津久見市（津久見地区）、竹田市（久住地区）、豊後高田市（豊後高田昭和の町地区）、宇佐市（JR柳ヶ浦周辺地区）、豊後大野市（JR三重町駅周辺地区）、由布市（由布院地区）にて実施されています。



豊後高田昭和の町地区（豊後高田市）

●街なみ環境整備事業

ゆとりと潤いのある住宅地区の形成、住環境の整備改善を目的として、景観形成のための条件等を用いて、住民と市町村が協働して街なみの整備を行う制度です。協議会活動や街なみを形成する住宅・商店等の整備や小公園・水路・道路美装化等を一体的に行い、連続した街なみ形成が実現できます。現在は、竹田市（竹田地区、長湯地区）において実施されています。



杵築地区（杵築市）

●都市防災総合推進事業

密集市街地に代表される防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図ることを目的に、都市の防災構造化や住民の防災に対する意識向上を推進します。

現在は、大分市（三佐北地区）、佐伯市、日出町において実施されています。

県内では大分市、杵築市、津久見市、佐伯市が南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されており、佐伯市では津波避難対策緊急事業計画を策定しています。



施工前



施工後

【避難路の整備（大分市三佐北地区）】

●宅地耐震化推進事業

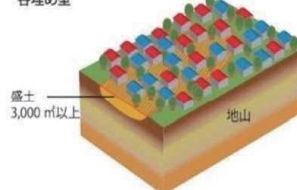
東日本大震災等の過去の大地震時に、大規模盛土造成地において地すべりの崩落の被害が生じたことから、県内においても大地震時に大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地について、県にて盛土造成地マップを作成・公表しています。

（※大分市においては大分市が事業主体）

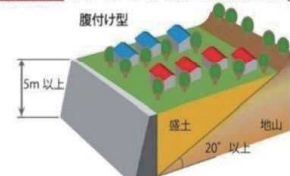
現在は各市町にて盛土造成地の安全性の把握を行っています。

【大規模盛土造成地（大地震時に大きな被害が生じるおそれのある盛土造成地）】

①盛土の面積が3,000㎡以上
谷埋め型



②盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上
覆付け型



■ 緑の基本計画

緑は、人とすべての生物が生きていくための生態系の基盤であり、地球環境を守る、かけがえのない自然資源です。
また、やすらぎやレクリエーションの場として、心身の健康増進に役に立つとともに、自然災害などからも、私たちを守ってくれます。

緑の基本計画とは、緑の持つ様々な役割や機能に配慮して、市町村の特色を活かしながつくる緑の総合的計画です。これによって、町全体の緑の保全や緑化の推進など、市町村の施策や事業を行う際の指針となります。緑の基本計画では、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成の4つの役割を考えながら、配置計画や施策を検討していきます。

本県では、令和2年3月末現在、大分市、別府市、中津市、佐伯市、宇佐市で策定しています。

緑の基本計画の役割

- 緑地の確保目標量を示す
- 公園内緑地の体系的な設備の方針を示す
- 都市緑化の体系的な方針を示す
- 住民参加や市町村の特色を活かしたまちづくりを促す

■ 都市計画の提案制度

まちづくりに関する都市計画の提案制度が平成15年1月1日に施行されました。この制度は、土地所有者が一定の条件を満たした上で、県や各市町に都市計画に決定や変更の提案ができるものです。

